

インフレになると既存の年金受給者に何が起るか。制度改正の経緯を踏まえて考えてみたい。

まず、1999年の改革では、年金受給者の生活水準が現役世代に対して20%低下するまで、現役世代の賃金の伸びを支給額に反映させる「賃金スライド」を凍結することにした。受給が開始された年金額は物価

変動だけに応じて変化させる制度としたのだ。

ところが、物価が下

どうなる年金 物価上昇分ほどは増えず 20年で2割の減額が待ち受ける

落したにもか

わらず給付額を

引き下げないという、予

定外の措置を2000～02年度に政治がとった。その後の給付水準は本来水準よりも実質的に高い状況（特例水準給付）が続いている。賃金・物価の低迷が続く中で、年金給付だけが引き上げられているに等しい。

そうした中、平均余命の伸びや被保険者数の減少に起因する必要な給付抑制を、歳入と歳出の長期的な均

衡が図れるように自動的に行う「マ

クロ経済スライド」が04年改革で導入された。物価上昇時であつても、上昇分のすべては給付に反映されない仕組みになったのである。このとき政府は、基礎年金（厚生年金の1階部分や国民年金）も報酬比例年金（厚生年金の2階部分）も、実質給付の引き下げを23年度まで続けると説明した。

ただ、マクロ経済スライドは名目額（支給される金額）が下がらない

範囲で行うとされた。また、04年改革時点でも特例水準の給付が続いていたので、デフレから脱却してインフレになり、それに伴って本来水準が上がって特例水準を超えるまでは、発動できない制度としてしまった。実質給付額の増加を抑制することが目的のマクロ経済スライドは、一度も実施されていないのである。

さらに09年の年金財政検証では、賃金低迷と給付抑制の遅れが要因となり、マクロ経済スライドによる給

付抑制期間を基礎年金で38年度まで延長する見込みとなった（報酬比例年金は19年度までの調整に短縮）。

マクロ経済スライドが発動

12年の「社会保障と税の一体改革」では、「もらい過ぎ」となっている特例水準を能動的に解消することになった。年金額が本来水準より上振れしている2・5%分について、13年10月に1%、14年4月に1%、15年

すずき ひとし
鈴木 準（大和総研主席研究員）

4月に0・5%というスケジュールで給付額が引き下げられる。その過程で仮にインフレが始まるとどうなるか。

物価が上昇すれば本来水準が実際の給付水準に近づくため、特例水準解消のための措置が途中で終了する可能性はある。しかも、14年4月には消費税率引き上げがあり、物価がその分上昇するのは確実だ。

ただし、受給者にとって、一体改革による給付切り下げが早めに終わ

ることが好ましいわけではない。なぜなら、いよいよマクロ経済スライドが発動される環境が整うからである。特例水準解消は、もらい過ぎの年金が減るだけだが、マクロ経済スライドはインフレ下で実質給付の引き下げを長期に行う措置である。

マクロ経済スライドの調整率は、今後20年間の平均で毎年1%程度である。これは、物価上昇率が2%のとき年金額は1%だけしか増えず、物価上昇率が1%なら年金額は全く増えないということだ。1%のスライド調整率が20年間続けば、年金受給者の購買力は約2割低下する。また、実質賃金上昇率を1%とすれば、現役世代対比でみた年金受給者の生活水準は3割以上低下する。

もちろん、マクロ経済スライドは、年金制度を維持するために必要な措置である。それでなくとも物価とは関係なく受給者の増加が高齢化で続くから給付規模は拡大していく。もし、物価上昇率との対比で年金額を据え置くことを政治が躊躇すれば、年金財政は破綻に向かう。

デフレ脱却は必達の課題である。その目的は長期的な成長を実現して賃金を引き上げることであり、それは年金財源の負担能力を高めることにもなる。ただ、デフレ脱却で年金給付がどうなるのか、政治は十分に説明しておく必要があると思う。